四日市市告示第58号 四日市市営住宅条例(平成9年四日市市条例第32号)第9条の規定による市営住宅入居者の公募を次のとおり行う。 平成27年 2月26日

四日市市長 田中俊行

	東古 2 7 年 2 日 6 日 (本) また 東古 2 7 年 2 日 1 9 日 (土) ナベ					
1	公募受付期間	平成27年3月6日(金)から 平成27年3月12日(木)まで 〔受付時間〕8時30分から17時15分まで				
2	申込受付場所	四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 市営住宅課 窓口(4階)				
3	公募戸数	一般世帯向け	前田町	1戸	中層耐火構造	
		障害者世帯向け	三重	1戸	簡易耐火構造平屋建	
4	申込資格	右の (1) から (7) のすべての 条件に該当する方 一般世帯向	婚姻関係と同様の事情にある方、平成2 (3)申込者及び入居親族の収入合計額が公営では月額158,000円以下、裁量階層につい(4)現に住宅に困っていることが明らかな方(5)市区町村税を完納している方(ただしい。) (6)次に掲げるいずれにも該当しないことア 過去において市営住宅に入居していた用負担の義務がある方	、市区町村税を免除されている方はこの限りでな 上方であって、現に未納の家賃、損害賠償金その他費 上方であって、当該住宅の使用に係る債務を免れたこ 挽された場合を除く)がある方		
		右の (1) から (7) のすべての 条件に該当する方 障害者世帯向	(2) 残に同居し、大は同居しようとするを婚姻関係と同様の事情にある方、平成2人又は同居者が1~2級の身体障害者手(3)申込者の収入額が公営住宅法施行令で定円以下、裁量階層については月額259,000(4)現に住宅に困っていることが明らかな方(5)市区町村税を完納している方(ただしい。)(6)次に掲げるいずれにも該当しないこと	7年8月 帳を持ち、 める計算 円以下の 、 市区町 方であっ 免された	31日までに婚姻予定の方を含む。)本、常時車いすを使って生活している方により、本来階層については月額 158,000 対税を免除されている方はこの限りでなて、現に未納の家賃、損害賠償金その他費 て、当該住宅の使用に係る債務を免れたこ場合を除く)がある方	

(都市整備部 市営住宅課)